

## 6 農業担い手政策

- (1) 家族経営のタイプ
- (2) 協業のタイプ
- (3) 集团的生産組織
- (4) 特定農業法人
- (5) 認定農業者
- (6) 新政策にみる経営体概念
- (7) 戦後担い手政策の展開
- (8) 担い手政策の新しい展開
- (9) 品目横断的経営安定対策から水田  
(・畑作)経営所得安定対策へ

# (1) 家族経営のタイプ

## 1. 自作農

### ◆ 農地法(昭和27年)

目 標 { 耕作者の地位の安定(公正)  
農業生産力の増進(効率)

手 段 自作農＝所有農地の上でかつ家族協業で行う農業経営のあり方

自作農 { 自作地＝自分の土地(家族員が所有する土地)  
自作農民＝自分による耕作と経営(家族員による耕作と経営＝家族経営)

自作農主義 { 土地所有権主義＝利用のための所有(家族経営でできる範囲の土地所有)  
家族経営主義＝家族員の協業による経営(家族協業経営)

(注) しかし、自作農体制を標榜しながら、奇妙にも耕作権が強化された。

理 由 { (イ) 残存小作地への配慮  
(ロ) 地主制復帰への恐れ

### ◆ 耕作権強化の内容

- ① 第三者対抗力
- ② 長期の存続期間(知事の許可制を採用することにより長期)
- ③ 低額金納の統制小作料
- ④ 小作人の優先買受権
- ⑤ 耕作権の譲渡・転貸の禁止

(注) ①～③は残存小作地の自作地化機能、①～④は自作地の小作地化指向排除機能で、耕作権の強化を図りながら自作農を擁立

## 2. 自立経営

### ◆ 農基法(昭和36年、新農基法成立(平成11年)により廃止)

#### 第15条 自立経営

「正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率を発揮しながらほぼ完全に就業することができる規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なもの」

## 3. 借地農

### ◆ 改正農地法(昭和45年)

昭和45年以降、強化されていた耕作権が弱められる。

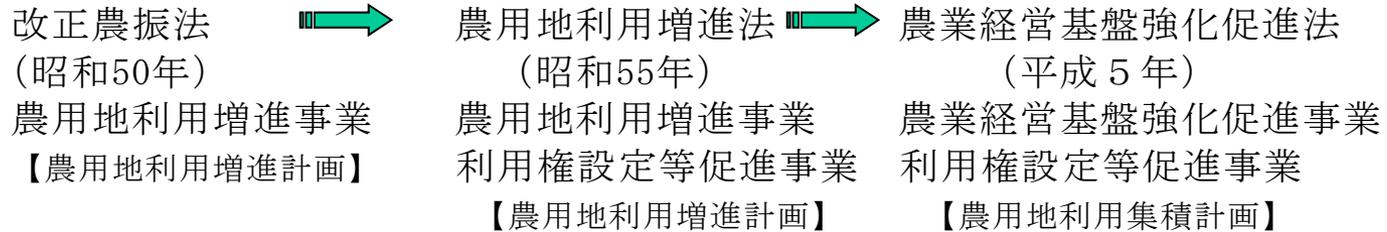
→ 自作農体制に加えて借地農体制も

{ 自作農＝所有農地の上でかつ家族協業で行う農業経営のあり方  
{ 借地農＝借入農地の上でかつ家族協業で行う農業経営のあり方

理由：昭和40年代に入り、経営耕地規模拡大が、地価高騰により借地に頼らざるをえなくなるから。

(注) 耕作権弱体化が行われたといっても微々たるもので、本当の意味での弱体化がなされたのは、昭和50年の農振法の改正で農用地利用増進事業による「農用地利用増進計画」が取り入れられてから。

## ◆ 借地農体制下の利用権の内容



農地法創設当初	借地農体制下
① 第三者対抗力	(イ) 第三者対抗力
② 長期の存続期間	(ロ) 相応の存続期間
③ 低額金納の統制小作料	(ハ) 相応の小作料
④ 小作人の優先買受権	(ニ) 有益費の償還
⑤ 耕作権の譲渡・転貸の禁止	(ホ) 利用権の譲渡・転貸の禁止

## ◆ 土地に関する利益

生存利益 → 資本利益 → 所有利益

《農地法創設当初》

地主：所有利益  
小作人：生存利益

《借地農体制下》

地主：生存利益的所有利益  
借地人：生存利益の資本利益

#### 4. 家族経営のタイプ(まとめ)

家族経営にかかわる要素	自作農	借地農	中核農家	自立経営		
				定義タイプ°	自作農タイプ°	借地農タイプ°
① 家族員による経営と労働	○	○	○	○	○	○
② 土地の家族員による所有	○	×	—	—	○	×
③ 資本・資本財の家族員による所有	—	—	—	—	—	—
④ 家族労働力の年間効率的利用可能な土地と資本の装備	—	—	—	○	○	○

(注1) 自立経営(昭和36年 農基法15条) :

正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率を發揮しながらほぼ完全に就業することができる規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なもの

(注2) 中核農家(昭和48年 農業白書) :

基幹男子農業専従者(16歳以上60歳未満男子で農業従事日数年間150日以上の者)が1人以上いる農家



### (3) 集团的生産組織

#### ◆ 構造政策の基本方針(昭和42年)

同方針の中で、「集团的生産組織」が取り上げられた。

#### 集团的生産組織の展開

昭和40年代前半＝労働力結合(共同作業の組織)

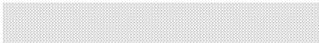
昭和40年代後半＝資本財結合(機械・施設の共同利用組織)

昭和50年代後半＝土地結合(土地利用調整組織)

→ とくに、土地結合がベースの集团的生産組織を、地域農業集団(政府の呼称)とか地域営農集団(系統農協の呼称)という。

#### ◆ 土地結合型の集团的生産組織(昭和55年)

○ 地域農業集団 —————→ 農用地利用改善団体 —————→ 1号農事組合法人  
 (昭55年農政審答申) (昭55年増進法で創設) (昭37年改正農協法で創設)  
 「80年代の農政の基本方向」

○ 地域営農集団 —————→   
 (昭57年第16回全国農協大会)

(注1) 地域農業集団は農地の有効利用・集団化のための土地利用調整組織だが、地域営農集団はそれだけに止まらず、集团的な経営視点をも加味した一步進んだ組織

(注2) 1号農事組合法人は、農協法第72条の8第1項により協業組織型の農事組合法人として規定されているが、増進法第13条第1項(現経営基盤強化法第33条第1項)において、農用地利用調整を主目的とする農用地利用改善団体であっても、特例として1号農事組合法人になれることを認めている。

## ◆ 農用地利用改善団体(昭和55年)

### 制度上の特徴

- ① 一定の要件に該当する団体を農用地利用改善事業の事業主体としたこと
- ② 農業者でなく農用地権利者が構成員となっている団体として要件を定めたこと
- ③ 団体は農用地利用規程の認定を市町村より受けて初めて法律に登場すること

### 農用地利用改善団体となるための要件(増進法第11条(現経営基盤強化法第23条)第1項)

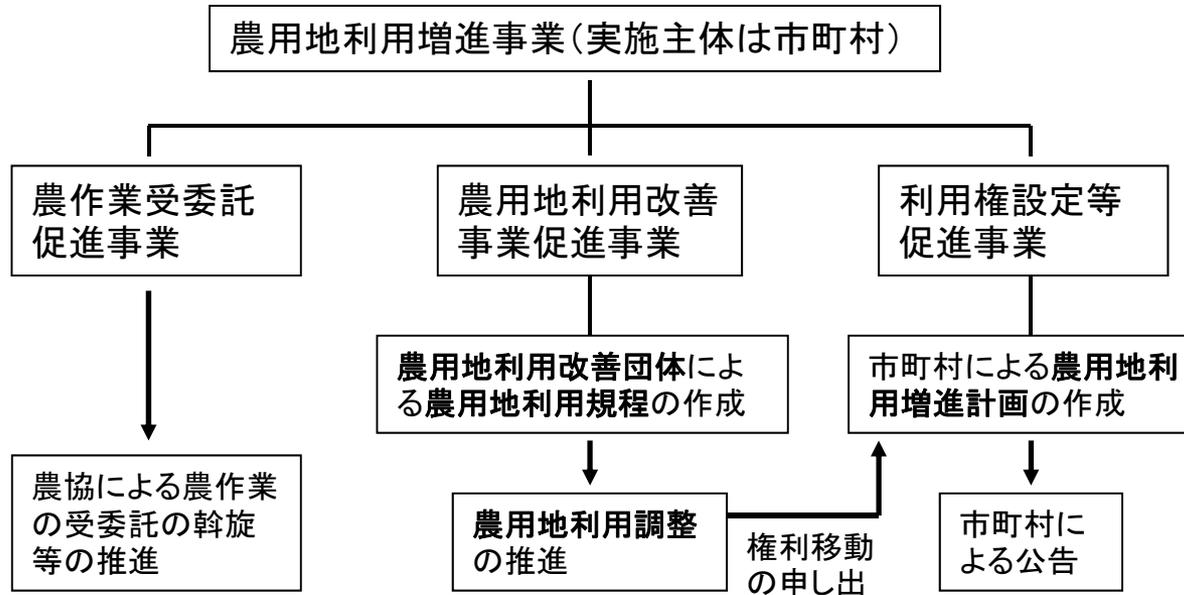
- ① 地区は実施方針(市町村が知事の承認をえて作成、現経営基盤強化法では市町村が知事の承認をえて作成する基本構想)に定める基準に適合する区域であること
- ② 地区内の農用地について権利者の 2/3 以上が構成員となっていること
  - ・ 権利者が地区内に居住するかどうかは問わない
  - ・ 権利者以外の者が構成員になってもかまわない
- ③ 1号農事組合法人その他の団体で、次のような定款(規約)を有すること
  - ・ 団体の目的
  - ・ 構成員の資格
  - ・ 構成員の加入・脱退の事項
  - ・ 代表者の事項
  - ・ 総会の議決に係る事項
  - ・ その他

### 農用地利用規程で定めるべき事項(増進法第11条(現経営基盤強化法第23条)第2項)

- ① 農用地利用改善事業の実施区域
- ② 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- ③ 農作業の共同化その他農作業の効率化に関する事項
- ④ 前二号に掲げる事項の推進のために必要となる利用権の設定等の促進(現経営基盤強化法では、認定農業者への利用権設定等の促進)その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

## 【参考】 農用地利用改善団体制度化までの経緯

- 昭48年 「農地自主管理組織(農用地利用組合)」を農振法のなかで「農用地利用調整事業」として仕組もうとしたが、内閣法制局が難色を示しダメ。すなわち、農地法第19条(法定更新)の適用除外とするには、事業主体は市町村など公的なものでないと具合が悪いとされた。
- 昭50年 結果的に「農用地利用増進事業」と名前を変え、事業主体は市町村となったが、農用地利用組合の構想は実現せず。
- 昭55年 協定としての農用地利用組合を独り立ちさせるのではなく、一定の地域内の農用地の権利者の組織する「農用地利用改善団体」が「農用地利用規程」を定めて農用地利用調整を自主的に行い、その権利移動に関して市町村に申し出ると、それが「農用地利用増進計画」として認められるという手続きが法定化された。(下図参照)



## (4) 特定農業法人

### ◆ 特定農業法人制度の創設（経営基盤強化法(旧増進法、平成5年)）

特定農業法人＝農用地利用改善事業が円滑に実施されないと判断されるとき、農用地利用改善団体が育成あるいは支援すべきだと認めた農業生産法人（具体的には、地域の農地の過半を借入や農作業受託により集積している農業生産法人）で、農用地利用規程(承認市町村の認定が必要)で定められた法人のこと

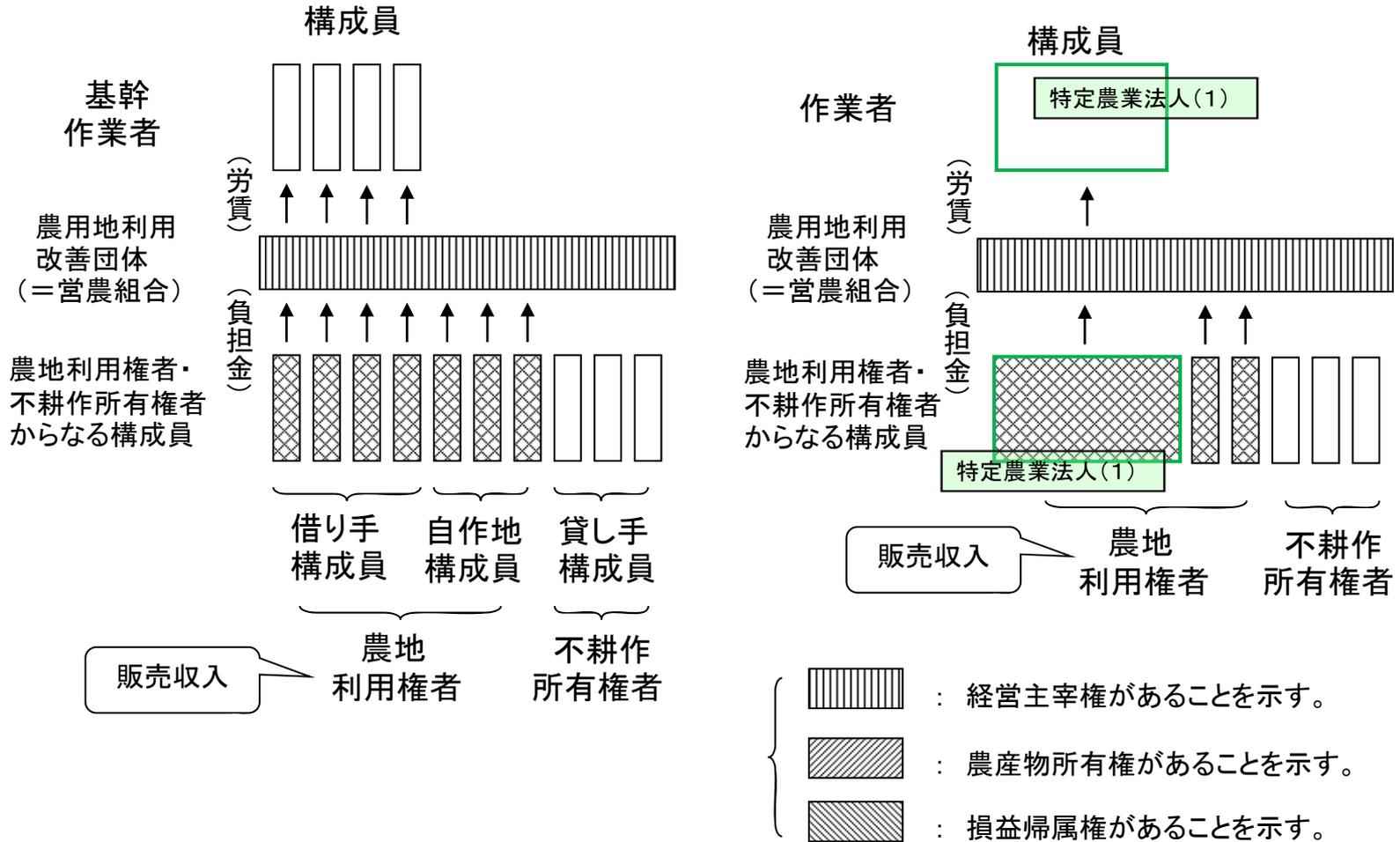
- ① このとき、特定農業法人を定めた農用地利用規程は「特定農用地利用規程」とよばれ、特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は「認定農業者」と、また特定農用地利用規程は「認定計画」とみなされることになる。
  - ・ 特定農業法人 → 認定農業者(個別経営体・組織経営体が想定されている)
  - ・ 特定農用地利用規程 → 認定計画
- ② 農用地利用規程の有効期間についての定めはないが、特定農用地利用規程の有効期間については5年と定められている(ただし、5年を越えない範囲で延長が可能)。
- ③ 特定農用地利用規程により農用地利用改善事業を行う農用地利用改善団体は、農用地の利用度が著しく劣っている構成員に対し、特定農業法人への利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ④ 特定農業法人は、農用地利用集積準備金を積み立てた場合、租税特別措置法によりその積立額を損金参入することができる。

(注1) 平成15年の経営基盤強化法の改正で、特定農業法人となるにはまだ未成熟だが、いずれ確実になると見込まれるもの(具体的には、地域の農地の2/3以上を農作業受託により集積している任意団体)については、「特定農業団体」として農用地利用規程に定めることが可能となった。

(注2) 平成20年12月末現在、特定農業法人は771法人(うち認定農業者は87法人)、特定農業団体は1,831団体。

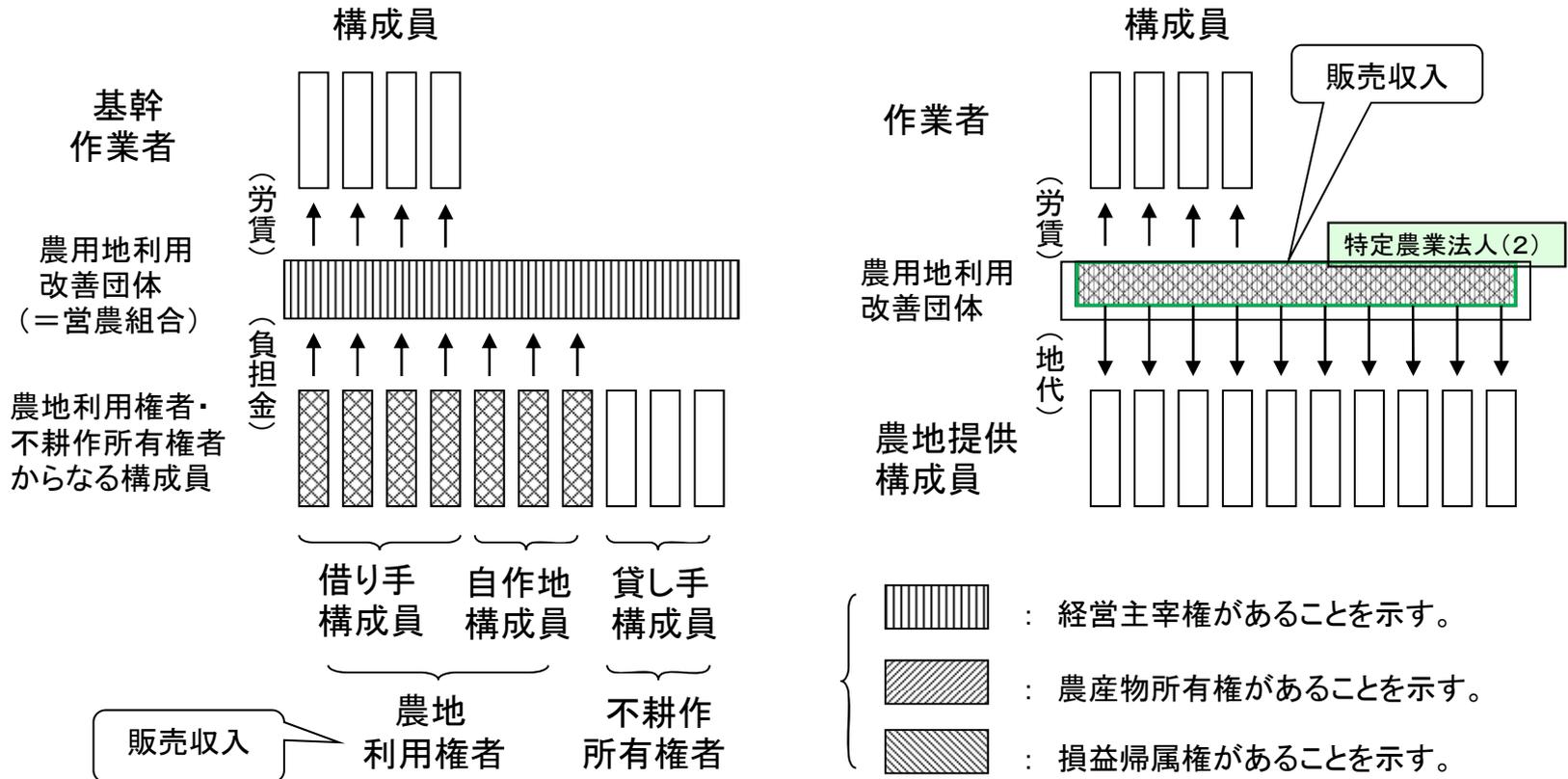
(注3) 今回の農地法改正で、農業生産法人に限られていた特定農業法人を、農業生産法人以外の法人にも拡大されることになった。

## 【参考】農用地利用改善団体と特定農業法人との関係(1)



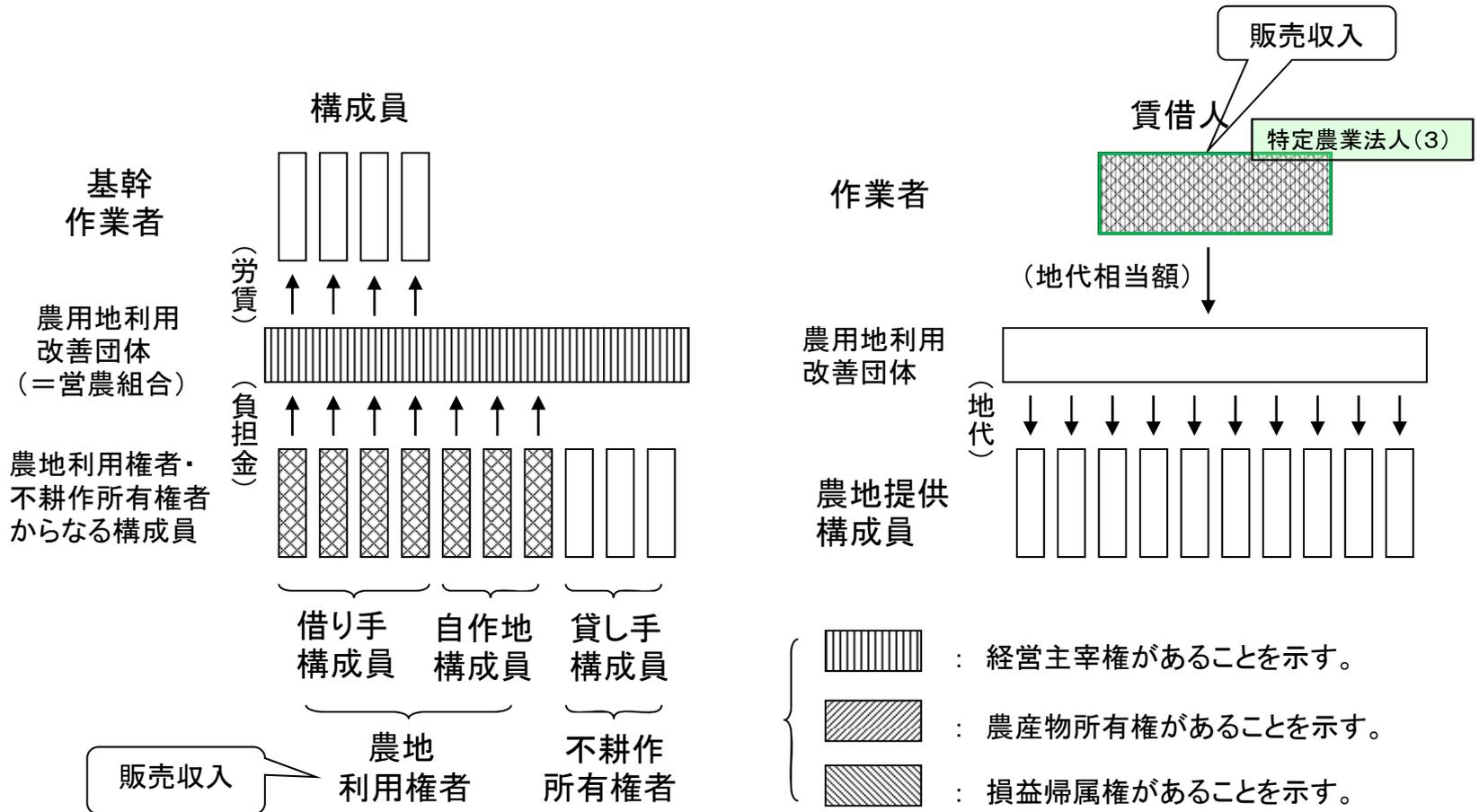
(注)農用地利用改善団体：農用地利用規程で、①作付地の集団化、②農作業の共同化、③利用権設定等の促進といった農用地利用改善事業を定め、同規程を市町村に認定してもらった土地結合型の集团的生産組織(地域農業集団)のこと

## 【参考】農用地利用改善団体と特定農業法人との関係(2)



(注)農用地利用改善団体：農用地利用規程で、①作付地の集団化、②農作業の共同化、③利用権設定等の促進といった農用地利用改善事業を定め、同規程を市町村に認定してもらった土地結合型の集团的生産組織(地域農業集団)のこと

## 【参考】農用地利用改善団体と特定農業法人との関係(3)



(注)農用地利用改善団体：農用地利用規程で、①作付地の集団化、②農作業の共同化、③利用権設定等の促進といった農用地利用改善事業を定め、同規程を市町村に認定してもらった土地結合型の集团的生産組織(地域農業集団)のこと

## (5) 認定農業者

### ◆ 農業経営基盤強化促進法(平成5年)という認定農業者

拡 充 前	拡 充 後
<p>(規模拡大)  <b>農業経営規模拡大計画認定制度(平元)</b>            ① 農委による認定農業者への農用地の優先的利用権設定等                ・ 農地保有合理化法人の協力            ② 固定資産の割増償却(平4)</p>	<p>(規模拡大と管理の合理化)  <b>農業経営改善計画認定制度</b>            ① 農委による認定農業者への農用地の優先的利用権設定等                ・ 農地保有合理化法人の協力            ② 課税の特例(固定資産の割増償却で、単なる特定農業法人は除く)            ③ 農業生産法人出資育成事業の実施            ④ 資金貸付配慮(公庫資金有利貸付)            ⑤ 認定計画達成のための国・地方自治体による研修等の実施</p>

**認定農業者**：承認市町村（知事の承認を受けて基本構想(拡充前は実施方針)を策定している市町村）から当該農業経営改善計画(拡充前は農業経営規模拡大計画)が適当である旨の認定を受けた農業者のことで、個別経営体の場合も組織経営体の場合もある。

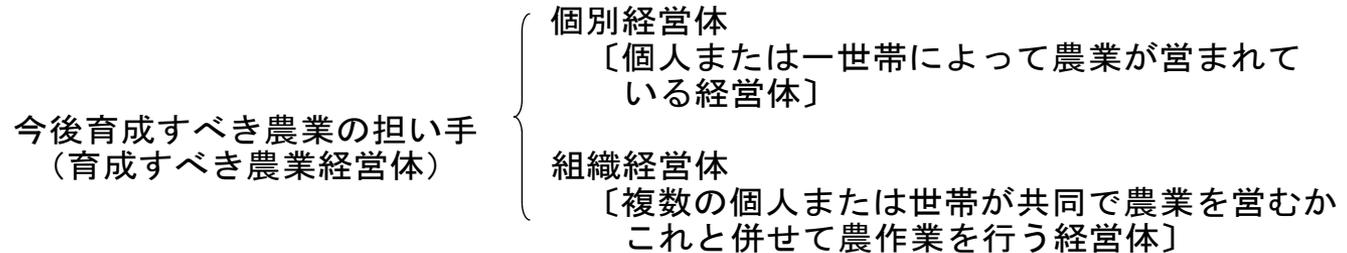
(注1) 平成20年12月末現在、認定農業者は244,900経営体(うち法人は12,998法人)。なお、特定農業法人(うち87法人が認定農業者)が771法人存在する。ちなみに、特定農業団体は1,831団体である。

(注2) 平成19年産から始まった品目横断的経営安定対策の支援の対象は、認定農業者と集落営農組織である(それぞれ4ha以上、20ha以上)。

## (6) 新政策にみる経営体概念

「新しい食料・農業・農村政策の方向」（平成4年6月）

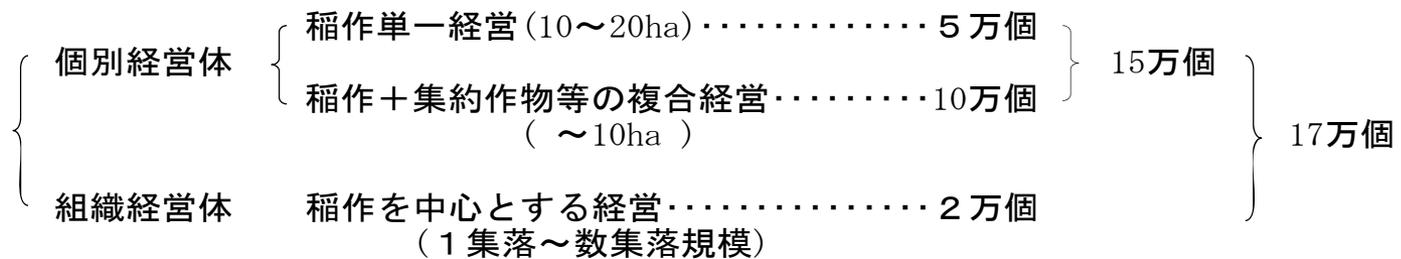
### ☆ 育成すべき農業経営体



主たる農業従事者が他産業従事者と年間労働時間・生涯所得均衡を達成する経営体で経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営体であることが前提

### ☆ 農業構造の再編

10年程度後の稲作農業構造



これら個別経営体と組織経営体で全稲作生産の8割程度を占めるようにする



## 【参考】農家に関する統計用語

用語	定義
農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯(1990年以降の定義)
販売農家	経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="336 481 581 582">主業農家</li> <li data-bbox="336 582 581 644">準主業農家</li> <li data-bbox="336 644 581 745">副業的農家</li> <li data-bbox="336 745 581 806">専業農家</li> <li data-bbox="336 806 581 908">第1種兼業農家</li> <li data-bbox="336 908 581 1009">第2種兼業農家</li> </ul>	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
	農外所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
	1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)
	世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家
	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家
自給的農家	経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯(農家)以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所(農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む)

## 【参考】 農業労働力に関する統計用語

		仕事への従事状況				
		自営農業にのみ従事	自営農業とその他の仕事両方に従事		その他の仕事にのみ従事	仕事に従事しなかった
			自営農業が主	その他の仕事 が主		
ふだんの主な状態	主に仕事	①		②	③	④
	主に家事や育児					
	その他					

### ① 基幹的農業従事者

自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者

### ② 農業就業人口

自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多い者

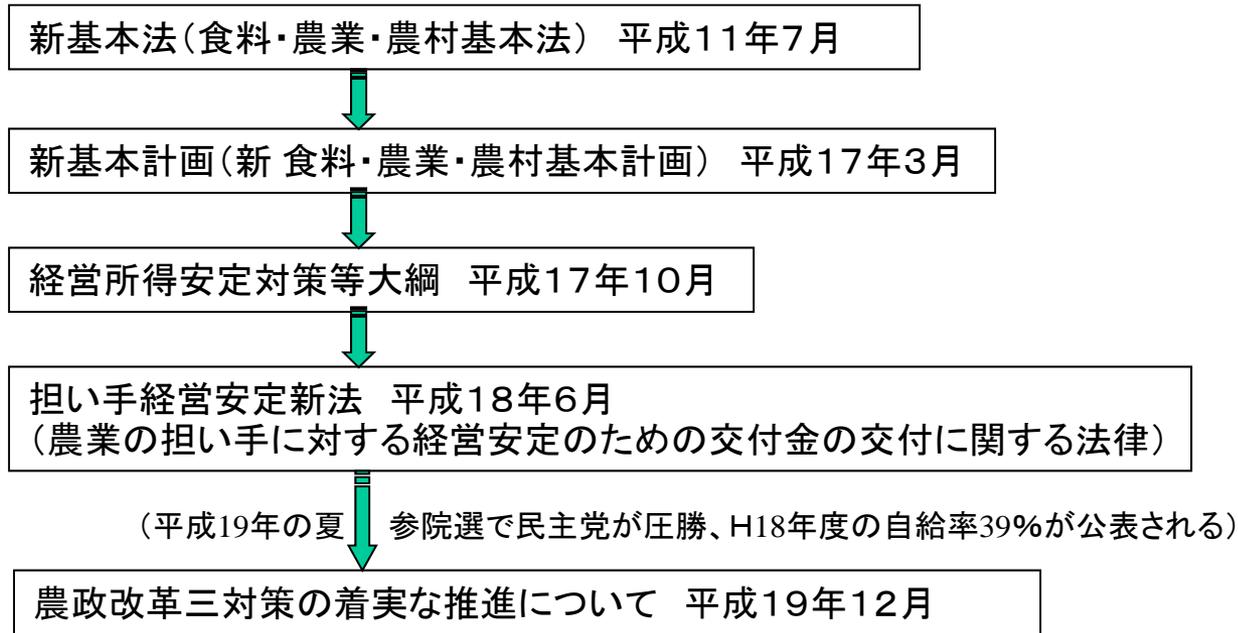
### ③ 農業従事者

15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者  
 農業専従者  
 農業従事者のうち自営農業に従事した日数が150日以上の者

### ④ 世帯員

原則として住居と生計を共にする者

## (8) 担い手政策の新しい展開

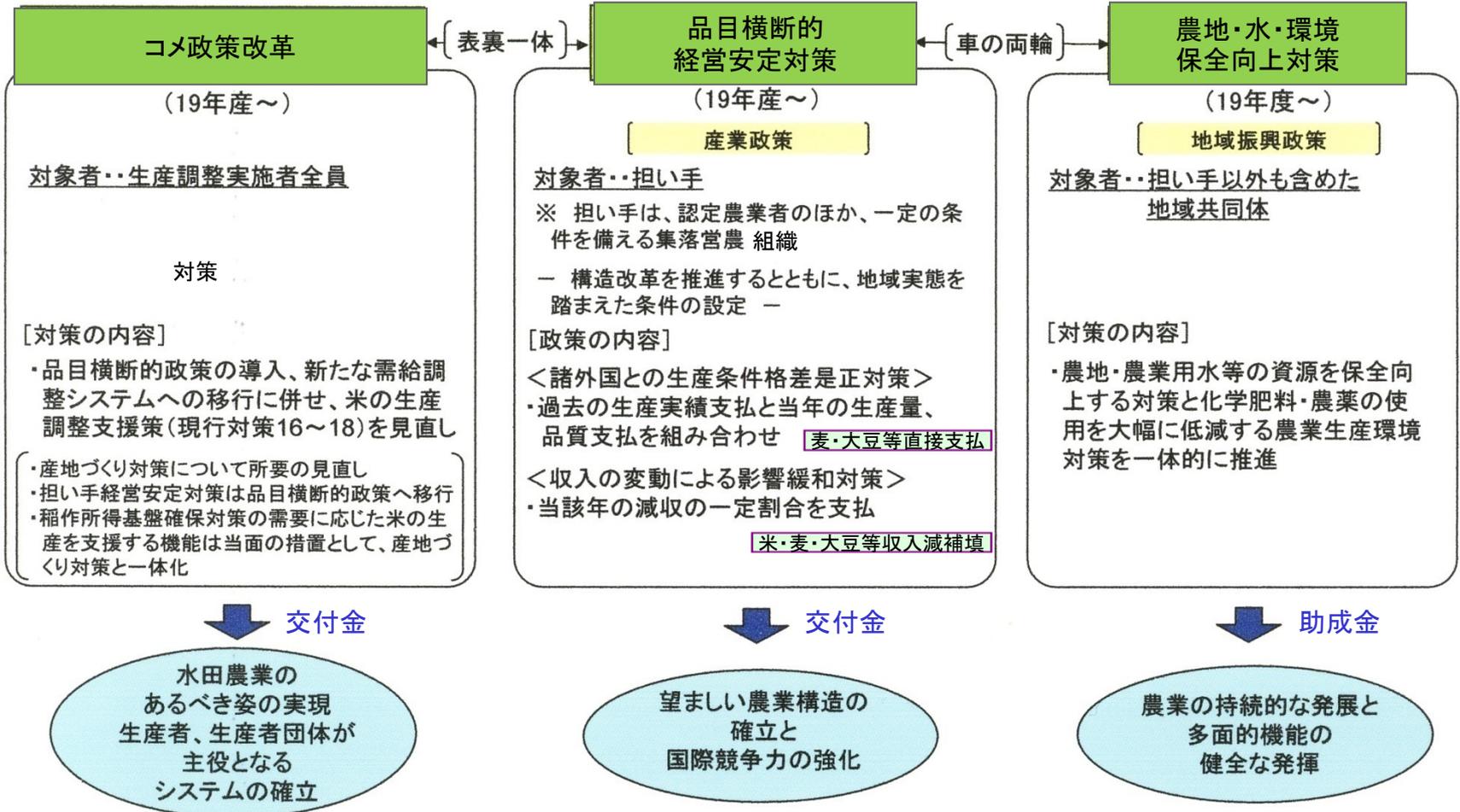


### ■ 経営所得安定対策等大綱(平成17年10月)

- 1 品目横断的経営安定対策(平成19年産から実施)  
(担い手に対して施策を集中する品目横断的経営安定対策の創設)
- 2 米政策改革(平成19年産から実施)  
(対策1と表裏一体の関係にある、米の生産調整支援対策の見直し)
- 3 農地・水・環境保全向上対策(平成19年度から実施)  
(対策1と車の両輪をなし、農地・水などの資源や環境の保全向上を図るための対策の創設)

# 【参考】 経営所得安定対策等大綱の概要(平成19年度版)

## 経営所得安定対策等大綱



## (9) 品目横断的経営安定対策から水田(・畑作)経営所得安定対策へ

### ■ 農政改革三対策の着実な推進について(平成19年12月)

品目横断的経営安定対策、米政策改革、農地・水・環境保全向上対策の三対策について、実態に即した必要な改善が行われた。

### ■ 水田(・畑作)経営所得安定対策における重要な変更点

《加入者拡大に向けた市町村特認制度の創設(面積要件の緩和)》

面積要件の原則や特例に該当しない方でも、「**地域水田農業ビジョン**」に位置付けられている地域の担い手(認定農業者又は集落営農組織)については、**市町村の判断**で水田経営所得安定対策に加入できるようになります。

#### 市町村特認制度

地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織

※ 集落営農組織は、法人化計画の作成、共同販売経理等の一定の要件を満たしている必要があります。



加入  
OK

水田経営所得安定対策  
(品目横断的経営安定対策)

周囲からも認められ熱意を持って営農に取り組む方に  
加入の道がひらかれます！

加入をお考えの方は農政事務所・市町村等に相談してください。

## 【参考】 水田経営所得安定対策の概要(平成20年度版)

### 《支援対象者》

支援の対象となる担い手は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で一定の経営規模（面積又は所得）を有することが要件です。なお、経営規模の要件については、地域の実態に即した様々な特例・特認も準備されています。

#### 認定農業者



一定の経営規模

#### 集落営農組織



一定の経営規模

〔5つの取組を行う集落営農が対象〕

農用地の利用集積目標の設定

規約の作成

共同販売経理

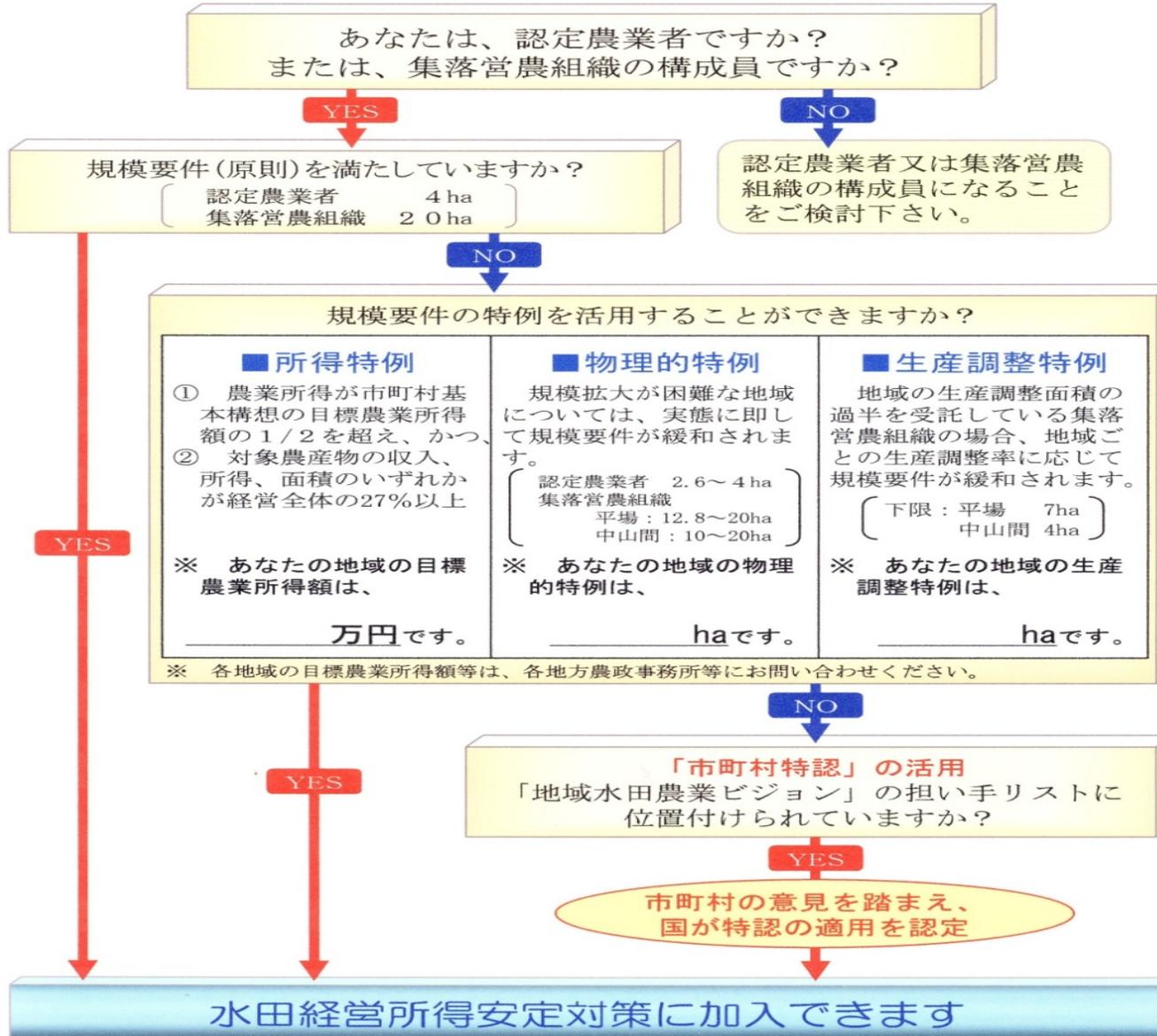
農業生産法人化計画の作成

主たる従事者の所得目標の設定

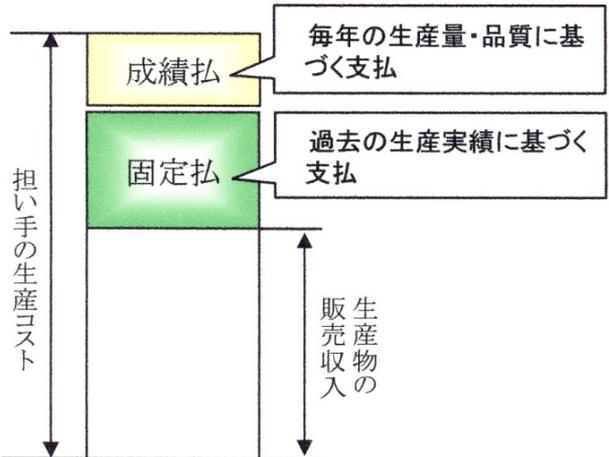
### 《経営規模の要件》

- 経営規模の要件は原則、認定農業者4ha（北海道10ha）、集落営農組織20haですが、地域の実態を踏まえ、①物理的特例、②所得特例、③生産調整特例、④市町村特認が措置されています。これにより、熱意をもって営農に取り組む方が対策に参加することが可能です。

## 《支援対象者確認のためのフロー図》



## 《支援の内容》

諸外国との生産条件格差是正対策 (麦・大豆直接支払)	収入の変動による影響緩和対策 (収入減少補填)
<ul style="list-style-type: none"> <li>生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。</li> <li>豊作・不作に関わらず毎年一定額が支払われる「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の2つの支払があります。</li> </ul> <p>〔※ 固定払は、平成16年から18年の3カ年に生産実績がある方が対象になります。〕</p> <p>【対象品目は、麦、大豆の2品目】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。</li> <li>対策加入者にもあらかじめ一定額の積立金を拠出（対策加入者1：国3）していただく必要があります。</li> </ul> <p>【対象品目は、米、麦、大豆の3品目】</p> 